

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	生活療養標準負担額の減額に関する特例の認定	
根 拠 法 令	国民健康保険法施行規則	
根 拠 条 項	第26条の6の4第6項において準用する第26条の5	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	<p>○ 国民健康保険法施行規則 第26条の6の4第6項 6 第26条の5の規定は、保険医療機関において、前項の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の生活療養標準負担額を支払った場合における被保険者に対する入院時生活療養費の支給について準用する。</p> <p>《食事療養標準負担額の減額に関する特例》</p> <p>○ 国民健康保険法施行規則 第26条の5 1 市町村は、被保険者が、保険医療機関において、前条の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額を支払った場合において、当該確認を受けなかったことがやむを得ないものと市町村が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年12月11日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 60日 (休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p>2 被保険者の属する世帯の世帯主は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 食事療養を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号</li><li>(2) 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地</li><li>(3) 食事療養について支払った食事療養標準負担額</li><li>(4) 食事療養を受けた被保険者の入院期間</li><li>(5) 前条の認定を受けていることの確認を受けなかつた理由</li><li>(6) 被保険者記号・番号</li></ul> <p>3 前項の申請書には同項第3号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>
------	----	--